

業 務 仕 様 書

1 業務名

尾道市観光コンテンツ造成事業に係る業務委託

2 目的と概要

本市の地域資源である中世の寺院や景観、豊かな「食」、体験サービス等を活用し、新たに魅力的な観光コンテンツを造成し、国内外からの誘客促進、来訪者の満足度の向上及び滞在時間の延長を図るとともに、観光消費額の拡大、さらには地域経済への波及効果を高めることを目的とする。

なお、造成したコンテンツは、多様な媒体による情報発信及びツアー等を利用して販売を行うこと。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 履行場所

尾道市内全域

5 業務の実施体制

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

6 業務の範囲

- (1) 観光資源の調査・選定
- (2) コンテンツ造成・磨き上げ
- (3) 流通・販売促進支援
- (4) 情報発信・プロモーション
- (5) その他

7 業務内容

下記業務の項目ごとに委託者が求める要件を定める。業務の詳細については、受託者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

ただし、業務内容に変更があっても、委託上限額は変更しないものとする。

- (1) 観光資源の調査・選定

ア 調査は、尾道市全域で行い、観光資源の選定にあたっては、特定の事業者及び地域に偏らないよう配慮すること。

イ 選定する観光資源には、本市固有の観光資源である日本遺産の構成文化財や中世の寺院等における伝統文化体験、食、サイクリング、マリンスポーツなどを含めること。

ウ 候補となる観光資源に対し、市場の動向やニーズに基づく評価を行い、商品化に期待ができるものをリスト化すること。

エ コンテンツ造成にあたっては、リスト化した観光資源をもって委託者と協議を行うこと。

(2) コンテンツ造成・磨き上げ

ア 造成件数は10件程度とし、体験型のコンテンツを最低3件は造成すること。

イ コンテンツ造成にあたっては、事業者の意向の聴き取り、施設使用の依頼や調整、周辺住民への影響等に留意しながら進めること。

ウ コンテンツ毎にテーマやコンセプト、ターゲットを設定すること。また、設定にあたっては、本市の現状・課題を分析・把握の上、課題解決に向けた目標を定め、その目標の達成に資するものとする。

エ 造成したコンテンツは、委託者と協議しながら磨き上げを行うこと。

(3) 流通・販売促進支援

ア 造成した観光コンテンツは、OTAなどを活用して国内外の観光客に効率的に販売すること。なお、販売における収益は、事業者に帰するものとし、販売にかかる手数料等は事業者の負担とする。

イ 販売開始は、少なくとも業務期間終了の1か月前までに行うこと。なお、販売時期、価格、販売方法、販売時の商品紹介内容等については、事業者と連携して決定するとともに、随時委託者へ情報提供を行うこと。

ウ 造成した観光コンテンツが、事業者が翌年度以降も継続して販売、自走化できるよう仕組みを作るなど、販売促進の支援を行うこと。

(4) 情報発信・プロモーション

ア 各コンテンツの認知度の向上及び集客を図るため、効果的な広報及びプロモーションを行うこと。また、コンテンツ毎に設定したターゲットに直接訴求するような工夫を行うこと。

イ 著作権や肖像権などについては、事前に関係者と調整し、了解を得ておくこと。

ウ 情報発信・プロモーションについて、時期等を業務行程表に明示し、委託者と協議すること。

(5) その他

コンテンツ実装後の課題・持続可能性の検証・事業者等の意見聴取・コンテンツ利用者のアンケート等、PDCAサイクルによる恒常的改善に資する報告書を作成し、提出すること。

8 成果品の納品

本業務による成果物として、下記のとおり納品すること。

名称	形式	数量
業務完了報告書	紙または電子ファイル	1 式

なお、同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、コンテンツ造成・ブラッシュアップ及び販売支援を行ったコンテンツの販売実績、本業務により得られた各種データを活用した効果検証（定量的データ分析等）や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

9 著作権及び利用権の取り扱い

- (1) 本契約に基づき制作された制作物（コンテンツ・デザイン等）の著作権は委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、本制作物に対して同一性保持権を行使しないことを同意する。
- (3) 委託者は、制作物を自らの裁量により改変、複製、譲渡及び第三者への提供・利用許諾を行うことができる。第三者の例として、他の旅行会社、文化財所有者、関連団体による本制作物や企画の活用を含む。
- (4) 文化財所有者や関連団体が自らツアーまたは体験コンテンツを実施する際、委託者は制作物の利用許諾を当該団体に与える場合がある。利用条件（範囲、期間、改変可否など）は委託者と当該団体間で別途協議のうえ定める。
- (5) 受託者は、委託者及び委託者が許諾した第三者による制作物の利用に関し、追加の許諾や使用料の請求を行わないことを同意する。
- (6) 著作権以外の権利（商標権、パブリシティ権など）が関わる場合は、個別に協議し取り扱いを定めるものとする。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合も含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 本業務の実施に際して知り得た情報は、受注業務遂行の目的以外に使用し、

または第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

- (2) 本業務で制作した体験コンテンツ等は、本業務において使用する以外に、来年度以降も各種プロモーション等での活用が想定されるため、出演者を使用する場合には出演者等にその旨の承諾を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に疑義が生じた場合については、別途委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。